#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元 年 6 月 6 日現在

機関番号: 47605 研究種目: 挑戦的萌芽研究 研究期間: 2015~2018

課題番号: 15K13108

研究課題名(和文)弁護士との連携による社会福祉士の包括的ソーシャルワーク実践に関する実証的研究

研究課題名(英文)Positive study about social worker's comprehensive social work practice by cooperation with a lawyer

#### 研究代表者

伊藤 佳代子(ITO, Kayoko)

別府大学短期大学部・その他部局等・教授

研究者番号:10390361

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1.900.000円

研究成果の概要(和文):法律事務所における生活支援ニーズを把握するため弁護士を対象にアンケート調査及びインタビューを実施した。(発送数1000件、回収率25.3%)。アンケートでは、82.2%の弁護士が法律相談で解決できない生活問題を抱えた事例に対応した経験があると答え、46.2%の弁護士が法律事務所における生活支援の必要性を認識していた。インタビュー調査では弁護士の生活支援への関心の高さがうかがえ、同意を得たクライエントへの生活相談を実施することができた。今回の研究において、法律事務所における生活支援ニーズが明らかになった。今後は社会福祉士の新たな活動領 域として具体的な実践方法の確立が必要となることが認められた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 わが国におけるソーシャルワークは一部の福祉機関における無償のサービスが一般化し、広範囲にわたる生活ニーズを把握しがたい状況がある。そうしたなか包括的生活支援の実践者と期待される独立型社会福祉士が登場したもののその業務はケアマネジメントや成年後見に止まっている。 そこで、本研究では様々な問題を抱えたクライエントに対応する法律事務所に着目し、弁護士への調査を実施した。その結果、法律事務所における生活支援出ーズを明確化することができた。

社会福祉士がソーシャルワークの専門性を発揮し、弁護士との連携体制を深化させ活動領域を拡大するこ 豊かな生活を実現する社会福祉の増進に寄与できると考えられる。

研究成果の概要(英文): To grasp living support needs in a law office, a questionnaire survey and an interview investigation were put into effect targeted for the lawyer. (Shipping, several, 25.3 % of 1000 cases and rate of collection)

A lawyer of 46.2% answered that he had an experience which corresponds to the case with which the life problem that a lawyer of 82.2% can't settle it by law problem was held by a questionnaire, and recognized necessity of living support in a law office. I could ask the height of the interest to the lawyer's living support by an interview investigation, and it was possible to put living consultation to the client who got consent into effect. Living support needs in a law office became clear in this study. It was admitted from now on that establishment of practice method in detail is needed as social worker's new activity area.

研究分野: 社会福祉

キーワード: ソーシャルワーク 独立型社会福祉士 弁護士 連携 包括的生活支援

# 様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

# 1. 研究開始当初の背景

わが国におけるソーシャルワークは、一部の福祉機関及び施設において、問題が顕在化した利用者を対象とした無料のサービスが一般化し、広範囲にわたる生活ニーズを把握しがたい状況がある。無償のサービスの必要性は言うまでもないが、自己責任が強調される今日、研究代表者は、利用者が主体性を持ってソーシャルワークサービスを利用するシステムの確立が重要であると考え社会福祉士の個人開業に関する研究を継続していた。しかし、社会福祉士の実践理論及びスキルの向上だけでなく、新たな実践領域の拡大が必要不可欠であると考え本研究を着想するに至った。

また、近年法曹人口の増加により法律事務所においても顧客獲得のために付加価値となるサービスに関心を持つ弁護士は少なくない。法律事務所に来所するクライエントの法律問題に付随した生活問題に着目し、法律事務所における生活支援ニーズを明らかにして個人開業する社会福祉士の実践モデルとして、弁護士との連携によるソーシャルワーク実践を検討することは、複雑多様化した今日の生活支援の新たな窓口となることが期待されると考えた。

## 2. 研究の目的

今日のソーシャルワーク実践には、DV・虐待・引きこもり等従来の福祉分野に限定されない複雑多様化した生活問題への対応が求められている。しかし、その担い手と期待される個人開業した社会福祉士は、介護保険制度を中心とした業務に止まり、総合的な生活支援の相談窓口として認識されていない。

一方、社会的認知度が高い弁護士は、社会生活上の問題を抱えるクライエントの法的問題に焦点化した事案を事件として処理している。本研究では、個人開業する社会福祉士の実践モデルとして、法律事務所に来所するクライエントの生活問題を調査し、弁護士との連携による新たな包括的生活支援の実践領域及び方法を確立することを目的としている。柔軟な発想をもちそれぞれの専門職の機能を理解し調整を図りながら利用者を支援することはソーシャルワークの機能のひとつである。こうしたソーシャルワークの固有性を発揮して、弁護士と社会福祉士との新たな連携体制を構築することにより、様々な生活課題に対応する総合的な支援窓口を開設することが可能になる。これにより生活問題が深刻化することへの予防的な役割も含めた利用者を主体としたソーシャルワークの実践領域が拡がり、人々の豊かな社会生活の実現を目指した社会福祉の増進に少なからず寄与できると考えている。

## 3.研究の方法

本研究では、弁護士を対象に郵送によるアンケート調査及びインタビュー調査を実施し、生活支援のニーズを把握する。その結果をもとに、協力と同意を得られる法律事務所のクライエントに対して社会福祉士の生活相談(ソーシャルワーク実践)を試み検証することで、弁護士との連携体制構築と包括的ソーシャルワーク実践の基礎研究を行うことを目的としている。そのため、以下の方法により生活支援ニーズを抽出し、ソーシャルワーク実践を試みる。

- (1) 弁護士を対象とした全国的規模でのアンケート調査を実施し、結果を分析する。
- (2) 協力を得られる弁護士へのインタビュー調査を実施し、精度の高い情報を収集する。
- (3) 生活支援のニーズを認識している弁護士と連携し、協力を得られるクライエントに生活相談を実施 し事例を検証する。

#### 4. 研究成果

法律事務所における生活支援ニーズを把握するために実施した弁護士を対象とした郵送によるアンケート調査では、発送数 1000 件のうち有効回収数 253 件の回答が寄せられ、予想を超える 25.3%の回収率となった。

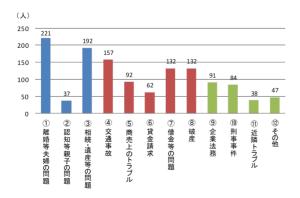
調査実施期間:2016年10月~11月

対象者の抽出方法:日弁連 HP ひまわりサーチに登録する弁護士から無作為に抽出

#### (1) アンケート結果

アンケートの結果は以下のとおりである。

受任事件の相談内容:離婚等夫婦の問題が 87.4%と最も多く、次いで相続・遺産等の問題が 75.9%、交通事故 62.1%、借金・破産が 52.2%となっている。



221人	87.4%
37人	14.6%
192人	75.9%
157人	62.1%
92人	36.4%
62人	24.5%
132人	52.2%
132人	52.2%
91人	36.0%
84人	33.2%
38人	15.0%
47人	18.6%
	37人 192人 157人 92人 62人 132人 132人 91人 84人

生活問題を抱えた事例の有無:有とした者が82.2%であった。



はい	208人	82.2%
いいえ	36人	14.2%
非回答	9人	3.6%
合計	253人	100.0%

生活問題への対応の有無:対応している者は43.1%で、53.4%は対応していない。



対応している	109人	43.1%
対応していない	135人	53.4%
非回答	9人	3.6%
合計	253人	100.0%

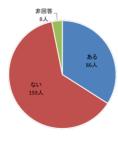
法律事務所における生活支援の必要性の有無:必要を感じている者は 46.2%で 49.4%が必要性を感じていない。回答した弁護士のうち女性は 53.7%が必要性を感じ、男性の 44.4%を上回っている。また、地域別では近畿地方に在住する弁護士は 62.2%が必要性を認識しているが、九州においては 64.0%が必要性を感じていない。



はい	117人	46.2%
いいえ	125人	49.4%
非回答	11人	4.3%
合計	253人	100.0%

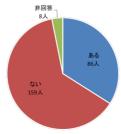
社会福祉の認知及び協働について:社会福祉士を知っている者が 58.1%でよく知らないと回答した者の 40.3%を上回っている。また、これまで社会福祉士と連携したケースがないとの回答は 62.8%であった。

社会福祉士の認知



ある	86人	34.0%
ない	159人	62.8%
非回答	8人	3.2%
合計	253人	100.0%

社会福祉士との協働



ある	86人	34.0%
ない	159人	62.8%
非回答	8人	3.2%
合計	253人	100.0%

#### (2)アンケート結果の分析

上記 にあるようにアンケート結果では、82.2%の弁護士が法律相談だけで解決できない生活問題を抱えた事例に対応した経験があった。そうしたなかクライエントの生活問題に対応している弁護士は、43.1%であり、生活支援の必要性の有無については46.2%の弁護士が必要性を認識していた。

の生活問題の必要性については、弁護士のなかでも男女差及び地域差が認められた。女性弁護士は53.7%、近畿地方在住弁護士は62.2%が必要であると回答し、九州在住の弁護士は64.0%が必要性を感じていないという結果であった。これは、女性の生活問題への関心の高さ、近畿地域の地域性がうかがえる。また、九州在住の弁護士の意見として、「弁護士過剰のない九州では、現状の法律事務所のサービスを再検討する必要がなく、またクライエントも都会と異なり弁護士の権威が高いことから先生と呼ばれる弁護士に生活問題を相談することを躊躇しているのではないか」という見解を得ることができた。

また、弁護士からの回答には、インタビュー調査協力の同意だけでなく、自由記述欄に多くの意見や情報が寄せられ、弁護士の生活支援に対する関心の高さが認識された。このことは、近年の法曹人口の増加から弁護士も顧客獲得に関心を持ち、法律事務所のサービス拡大を検討していることが背景にあると考えられる。

なお、アンケート結果については、希望する弁護士にデータあるいは「弁護士との連携による社会福祉士の包括的ソーシャルワーク実践に関する実証的研究報告書 2019」の送付を行った。

弁護士に対するインタビュー調査では、すでに実践している生活支援事例や生活支援の意義について意見をいただいた。弁護士からは、法律相談だけでなく生活相談や人生相談に応じており、法律問題が解決しても本人の悩みが解決していないクライエントをそのままにできない現状や風俗店の経営者側が従業員の福利厚生として弁護士と社会福祉士に依頼して生活相談に応じている事例を得ることができた。

また、弁護士を通して研究協力に同意いただいたクライエントから、生活問題について相談に応じることができた。ソーシャルワーク実践事例としては、刑事事件の被告(クレプトマニアによる窃盗)となったクライエントの生活相談に対応し、法廷において処罰より家庭生活のなかでの治療を優先する必要性について証言し、今後も生活相談に応じることを約束した。今後も弁護士と連携した生活支援を継続する予定である。

また、アンケート結果で生活問題に関心の高かった近畿地方在住の弁護士を通して、弁護士会の家事法制委員会が主催する離婚実務勉強会のメンバーに加わり、弁護士、社会福祉士、調停委員、臨床心理士等の専門職が連携して離婚後の親と子ども支援について学び合うだけでなく、新著の執筆等でソーシャルワークを敷衍する機会を得ることができている。

今回の研究において、法律事務所における生活支援のニーズは明らかとなり、法律事務所における生活支援は、包括的ソーシャルワーク実践を本務とする社会福祉士の新たな活動領域として期待されていると考えられる。今後は弁護士と連携した生活支援の実績を積み重ねつつ、具体的な実践方法の確立が必要となることが認められた。

# 5.主な発表論文等

[雑誌論文](計 0 件)

[学会発表](計 1 件)

(1) <u>伊藤佳代子</u>、法律事務所における包括的ソーシャルワークの可能性 弁護士アンケートから 日本社会福祉学会第 65 回秋季大会 2017

[図書](計 2 件)

- (1) <u>伊藤佳代子</u>、弁護士との連携による社会福祉士の包括的ソーシャルワーク実践に関する実証的 研究報告書 2019
- (2) 伊藤佳代子他、新しい離婚事案解決マニュアル、日本加除出版 2019(発刊予定)

#### 〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番別年: 国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:	
発明者:	
権利者:	
種類:	
番号:	
取得年:	
国内外の別:	
( 7 ~ // .)	

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究分担者 研究分担者氏名: ローマ字氏名: 所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者 研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。